

5 / 8 以降の社会福祉施設等における感染症発生時の報告について

令和 5 年 4 月 27 日

倉敷市保健所

【対応方針】

新型コロナウイルス感染症についても、季節性インフルエンザや感染性胃腸炎等の感染症発生時と同様の対応とし、資料 1 「倉敷市内社会福祉施設等における感染症等発生時の対応について」（フロー図）に基づき対応する。

届出基準に満たない場合も、保健所は施設からの相談に基づき、所管課・担当課と連携し、施設の感染管理を支援するとともに、必要に応じて岡山県に OCIT による支援要請を行う。

(参考) 報告基準 (平成 17 年 2 月 22 日付厚生労働省通知「社会福祉施設等における感染症等発生時に係る報告について」に基づく)

施設利用者及び職員の中で

- ア) 同一の感染症若しくは食中毒による又はそれらによると疑われる**死亡者又は重篤患者が 1 週間内に 2 名以上**発生した場合
- イ) 同一の感染症若しくは食中毒の患者又はそれらが疑われる者が**10 名以上又は全利用者の半数以上**発生した場合
- ウ) ア及びイに該当しない場合であっても、通常の発生動向を上回る感染症等の発生が疑われ、特に施設長が報告を必要と認めた場合

【報告先】

各施設所管課・担当課 (※連絡先は資料 1 参照)

【報告書の提出先】

各施設所管課・担当課、及び倉敷市保健所保健課
様式 1、2 を集団感染が収束するまでの間、毎日 10 時までに提出

【注意事項】

- ・様式 1 「感染症報告書」、様式 2 「健康調査票」は新様式に改定しています。
- ・様式 2 の提出は省略することも可能です。
- ・様式は感染症の種類、施設種別により異なります。該当する様式を使用してください。
- ・フロー図、報告様式、感染対策に関する資料等は、5 月 8 日以降に倉敷市保健所のホームページに掲載します。「倉敷市」「社会福祉施設」「感染症」「報告」で検索可能です。必要時にはダウンロードして使用してください。

【施設の感染対策に関する相談先】

倉敷市保健所 保健課感染症係 086-434-9810 (平日 8:30~17:15)

(上記以外の時間帯でお急ぎの場合: 倉敷市役所 宿直 086-426-3033)